

総務・企業常任委員会

- ◎ 開催日時 平成 27 年 12 月 14 日（月） 10 時 00 分～11 時 42 分
- ◎ 開催場所 第一委員会室
- ◎ 説明員 知事公室長、企業庁長および関係職員
- ◎ 議事の概要

【企業庁所管分】

1 付託議案

- (1) 議第 161 号 滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例案
[結果] 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

2 所管事項調査

- (1) アセットマネジメント計画について
- (2) 企業庁所管建物の基礎杭調査について

3 一般所管事項調査

【知事直轄組織所管分】

1 付託案件

- (1) 請願第 17 号 関西広域連合が国へ行った原子力防災対策に関する申し入れ事項さえ実行されないなかでは、高浜原発 3 号機、4 号機の再稼働をしないよう求める旨の意見書の提出を求めることについて

[結果] 賛成多数で採択すべきものと決した。

また、賛成委員で「関西広域連合による国に対する原子力防災対策に関する申入事項さえ実行されない中での高浜発電所 3 号機および 4 号機の再稼働を行わないことを求める意見書（案）」を提出することに決定された。

2 所管事項調査

- (1) しがエネルギービジョンの策定について

委員からは、ビジョンでは、2030 年における事業用太陽光発電の導入目標量を、現状の 3.5 倍と掲げているが、導入に当たっては景観上の問題など、様々な課題が生じていることから、知事直轄組織のみならず、関係する琵琶湖環境部や農政水産部、土木交通部も含めて庁内で議論を深め、県としての考え方や今後の見通しなどを取りまとめる必要がある、などの意見が出された。

3 一般所管事項調査



委員会で配付された資料

- 1 「滋賀県水道用水供給条例」の一部改正について
- 2 アセットマネジメント計画について
- 3 企業庁所管建物の基礎杭調査について
- 4 『しがエネルギービジョン』（素案）概要